

D-U-N-S ® Number 検索サービススポット利用特約

2025 年 7 月 14 日施行

第 1 条（用語の定義）

- 1 本特約で使用する用語の定義は、本特約の各条項で定めるほか、次に掲げるとおりとします。
 - (1) 本特約
この「D-U-N-S ® Number 検索サービススポット利用特約」をいいます。
 - (2) 利用約款
「D&B オンラインサービス利用約款」をいいます。
 - (3) スポット利用
D-U-N-S ® Number の照会、発番又は D-U-N-S ® Number 登録情報の変更のために本サービスを一時的に利用することをいいます。
- 2 本特約で使用する用語のうち本特約に定義がないものについては、利用約款での定義と同一の意味を有するものとします。また、本特約に記載する利用約款の条番号は、特段の記載がない限り本則の条番号を示すものとします。

第 2 条（適用範囲）

- 1 本特約は、スポット利用に関して、必要な事項を定めるものです。
- 2 本特約は、利用約款に対する特約です。スポット利用に関して本特約に規定がない事項は、利用約款の規定が適用されます。
- 3 本特約と利用約款の規定が矛盾抵触する場合は、本特約の規定を優先して適用するものとします。

第 3 条（特約の変更）

- 1 当社は、本特約を変更することができるものとします。本特約を変更する場合は、本特約を変更する旨、変更後の特約の内容及び変更後の特約の効力発生時期を当社のウェブサイト利用者が知り得る状態に置き又は利用者に通知します。
- 2 前項の規定により本特約を変更した場合は、利用契約の成立時期にかかわらず（変更後の特約の効力発生時期の前に成立した利用契約を含みます）、最新版の特約を適用するものとします。
- 3 利用者が変更後の特約の効力発生時期以降にスポット利用をした場合、当社は、利用者が変更後の特約に同意したものとみなすことができるものとします。

第 4 条（申込対象者）

スポット利用の利用契約は、日本国内に住所を有する者が事業として又は事業のために契約の当事者となる場合に限り、申込みをすることができます。

第 5 条（利用契約の成立）

利用約款第 6 条の規定にかかわらず、スポット利用の利用契約は、申込者が、当社から

発行された認証コードを使用して本サービスへの接続を開始した時に成立するものとします。なお、認証コードは、申込時に登録した電子メールアドレス（以下「登録メールアドレス」といいます）に送信されます。

第6条（登録メールアドレス及び認証コードの使用及び管理）

- 1 利用約款第1条第9号の規定にかかわらず、スポット利用における「本サービス」とは、登録メールアドレスをIDとし、認証コードをパスワードとしてログインすることにより利用することができるサービスをいい、当該サービスを通じて提供される本データは含みません。
- 2 利用者の合併若しくは会社分割又は担当者の退職等により登録メールアドレスが使用できなくなった場合、利用者は、当該登録メールアドレスで本サービス等の提供を受けることができません。これにより利用者に損害が生じて、当社は、一切の責任を負いません。
- 3 当社は、登録メールアドレス又は認証コードの不正利用により利用者に損害が生じて、一切の責任を負いません。ただし、当社の責に帰すべき事由がある場合は、利用約款に定める範囲内で責任を負います。

第7条（スポット利用をすることができる期間）

- 1 利用約款第13条第1項の規定にかかわらず、本サービスのスポット利用をすることができる期間は、利用者が、認証コードを使用して本サービスに接続したときに開始し、次の各号のいずれかに該当したときに終了します。
 - (1) インターネットブラウザを閉じる等により事実上接続が切断されたとき。
 - (2) 利用約款第25条の規定により利用契約が解約となったとき。
 - (3) 利用約款第26条又は第32条の規定により利用契約が解除となったとき。
 - (4) 前3号で規定するほか利用契約が解約又は解除となったとき。
- 2 当社は、帰責の如何にかかわらず、接続の切断に関して一切の責任を負いません。

第8条（本データの提供）

利用約款第8条の規定にかかわらず、本データの提供形式、提供手段、提供時期その他提供に必要な事項は、本サービスのウェブサイトにおいて表示します。

第9条（利用料金の支払方法）

- 1 利用約款第17条及び第18条の規定にかかわらず、本データに係る利用料金の支払は、利用者名義のクレジットカードによる決済とします。
- 2 利用可能なクレジットカードのブランドは、当社が別途指定します。なお、当社は、利用可能なクレジットカードのブランドを予告なく変更することができるものとします。
- 3 利用者は、当社所定のウェブサイトにおいて、クレジットカードのカード番号、有効期限、氏名（ローマ字）及びセキュリティコード（以下、これらの情報を「クレジットカード情報」といいます）を入力することにより、クレジットカードによる決済手続をするものとします。
- 4 利用者は、次の各号のいずれかに該当した場合には、本データの提供を受けることができません。
 - (1) クレジットカード会社（発行会社、国際ブランド、提携先などクレジットカード

ドに関連する全ての事業者をいいます。以下同じ) による審査の結果、利用者が入力したクレジットカード情報での決済が承認されなかった場合

(2) その他の理由 (クレジットカード会社のシステムメンテナンス等) によりクレジットカードによる決済ができなかった場合

- 5 利用者は、本サービス等の利用に関連してクレジットカード会社との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と負担により解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけてはならないものとしします。また、当社は、かかる紛争に関連又は起因して利用者に生じた損害につき、一切の責任を負わないものとしします。
- 6 利用者とクレジットカード会社との紛争に関連又は起因して当社が損害を被った場合、利用者は、かかる損害について当社に賠償する責任を負うものとしします。

第 10 条 (自社企業情報の変更の連絡)

利用者は、本データを利用している間に自己の商号又は住所が変更となった場合には、当社に対し、その内容を速やかに連絡するものとしします。

第 11 条 (本データとして提供される利用者の情報)

- 1 当社が本データとして提供する利用者の情報は、利用者が、本サービスのウェブサイトの入力フォームにより提供した情報、前条の規定により提供した情報、その他利用契約と関連して当社に提供した情報 (以下「利用者企業情報」といいます) をそのまま反映させるものではありません。本データとして提供する情報の内容は、当社の判断によるものとしします。
- 2 当社は、利用契約が解約又は解除になった場合でも、利用者企業情報の消去若しくは廃棄又は媒体の返還をする義務を負いません。

第 12 条 (D-U-N-S® Number 通知書の利用)

- 1 利用者による「D-U-N-S® Number 通知書」の利用は、利用者の取引において取引先に D-U-N-S® Number を提示する目的 (以下「本目的」といいます) に限るものとしします。
- 2 DLA 第 1 条並びに第 7 条第 1 項第 1 号から第 3 号及び第 9 号の規定にかかわらず、利用者は、当社から発行を受けた「D-U-N-S® Number 通知書」を、本目的に必要な場合に限り、利用者の取引先である第三者 (日本国外に所在する第三者を含みます) に開示又は提供することができるものとしします。ただし、次に掲げる開示又は提供は除きます。
 - (1) 反社会的勢力に該当する者又はその疑いがある者に対して開示又は提供すること。
 - (2) 不特定多数又は特定多数の者が閲覧できる場所に掲載する方法 (例えば、ウェブサイトに掲載して公開するなど) により開示又は提供すること。
- 3 利用者は、「D-U-N-S® Number 通知書」の提供先である取引先に対し、当該「D-U-N-S® Number 通知書」の利用に関して、次に掲げる事項を遵守させなければならないものとしします。なお、利用者が次の各号のいずれかに違反した場合、当社は、利用者に許諾していない「D-U-N-S® Number 通知書」の第三者提供が行われたものとみなします。
 - (1) 当該取引先の業務においてのみ利用すること。
 - (2) 理由の如何にかかわらず「D-U-N-S® Number 通知書」を第三者 (第三者には当該取引先のグループ会社を含みます) に開示又は提供しないこと。
- 4 「D-U-N-S® Number 通知書」の開示若しくは提供又は利用が前 2 項の規定に従ったも

のである限り、当該開示若しくは提供又は利用は、利用約款第 19 条で規定される利用相当損害金の支払対象に含まないものとします。

- 5 DLA 第 4 条の規定にかかわらず、利用者による「D-U-N-S ® Number 通知書」の複製等は同一性を保持したままの複製に限るものとし、改変、偽造その他これらに類する行為をしてはならないものとします。
- 6 本条第 2 項の規定により利用者が取引先に「D-U-N-S ® Number 通知書」を提供した場合、当該取引先による「D-U-N-S ® Number 通知書」の利用に関しては、利用約款第 11 条、第 13 条、第 14 条（別記「オンラインサービス規定」を含みます）、第 15 条（別記「データライセンス規定」を含みます）、第 21 条から第 24 条及び第 27 条の規定を適用しないものとします。

付則

本特約は、2025 年 7 月 14 日以降の利用契約の申込から適用します。

以上